

2018年度同志社大学大学院司法研究科
前期日程入学試験問題解説
民事訴訟法

問(1) (配点:15点)

本問は、事実認定における二段の推定の理解を問うものである。本設例における借用書のような私文書については、当該文書に本人(挙証者によって作成者と主張される者)の署名または押印がある場合は、真正な成立が推定される(228条4項)。そして、判例(最判昭39・5・12民集18巻4号597頁〔百選5版70事件])によれば、押印については、文書上の印影が本人の印章と一致すれば、その押印が本人の意思に基づくことが事実上推定される。したがって、本問では、「本件借用書上の印影とYが所持する印章の一致」から「Yの意思に基づく押印」が推定され、さらにこの「Yの意思に基づく押印」から「本件借用書の成立の真正」が推定されるということになる。

問(2) (配点:20点)

本問は、裁判上の自白の拘束力についての理解を問うものである。本問における、借用書の成立の真正を認めるYの陳述は、補助事実の自白と位置づけられるので、補助事実が自白の対象となるかということが問題となる。この問題については、間接事実の自白の場合と同様に、裁判官の自由な心証形成に対する不当な制約となること理由として、自白の拘束力を否定する考え方がある(補助事実の自白の拘束力を否定する判例として最判昭52・4・15民集31巻3号371頁がある)。その一方で、文書の成立の真正に関する自白については、134条(証書真否確認の訴え)によってそれ自体が訴訟物となり請求認諾の対象となりうること、また、処分証書の成立の真正について自白が成立すると、当該文書に記載された法律行為が証明されることとなり、実質的には主要事実の自白の成立に匹敵することなどから、このような自白の拘束力を肯定する考え方もある。本設例における借用書は、主要事実の直接証拠となる処分証書であるので、上記肯定説をとりうる可能性もあるということを踏まえた議論をすることが求められる。

問(3) (配点:15点)

本問は、証明責任の分配についての理解を問うものである。証明責任とは、真偽不明の場合における法律効果の発生・不発生が認められないことによる当事者の危険・不利益であり、本問では、主要事実である「返還の合意および金銭の交付の事実」が真偽不明となっているため、裁判所は、証明責任に基づく判決をすることになる。証明責任の分配について、通説である法律要件分類説によれば、(a)権利根拠規定(権利の発生を定めている規定)については、その権利が発生したと主張する当事者がその要件事実について証明責任を負い、(b)権利消滅規定(いったん発生した権利の消滅を定めている規定)については、その権利は消滅したと主張する当事者がその要件事実について証明責任を負い、(c)権利障害規定(例外として権利の発生の障害を定めている規定)については、その権利は発生しなかったと主張する当事者がその要件事実について証明責任を負うとされる。これに従えば、「返還の合意および金銭の交付の事実」は、権利根拠規定の要件事実であるので、Xが証明責任を負うことになり、裁判所は、Xに不利な判断、すなわち請求棄却判決をすることになる。